

【矢掛町有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金Q&A（未定稿）】

（令和6年5月1日現在）

申請書類に不備があると、内容確認や審査に時間がかかり、交付決定や補助金の振込みにお時間をいただくことになります。必ず事前にリーフレット及びQ&Aを確認してから提出してください。

Q1：事業を実施する趣旨いかん。

A1：イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害に対して、地域ぐるみで行う効果的かつ効率的な侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の整備を支援し、もって農作物被害の防止・軽減を図るため、矢掛町では予算の範囲内で矢掛町有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金を交付し、農業者の経営基盤強化を支援します。

Q2：補助対象者は？

A2：補助金の交付の対象となる者は、次の項目全てに該当する方で、町税等の徴収金を完納している方に限ります。

○整備地区毎の受益戸数が2戸以上の団体であること。

○受益面積が概ね 3,000 m²以上の原則として連続した侵入防止柵を設置する団体等であること。（ただし、囲う農地の中に荒地がないこと。）

○構成する団体等は、原則矢掛町に住所を有する者とします。

○令和6年以降も営農継続し、耐用年数期間内は設置維持・管理を団体内で協力しておこなってください。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者（法人の場合は役員等が暴力団員でない者）。

Q3：補助金の額はいくらか？

A3：補助金は、侵入防止柵の設置に必要な資材を購入した費用（消費税含む）の2分の1以内で、補助金の上限は20万円となります。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てます。設置作業に係る経費及び、送料などの資材費以外のものは補助金対象外となります。

Q4：申請の流れは？

A4：まずは申請予定者から役場産業観光課にご相談ください。その際に、対象となる侵入防止柵の設置予定距離を計測してから事前相談願います。

詳しくは、リーフレット裏側の「矢掛町有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金の事業実施の流れ」を確認願います。

Q5：過去に補助事業で導入した侵入防止柵の更新・修繕は補助対象に含まれるか？

A5：侵入防止柵の導入については新設のみを対象とし、過去に補助事業等で導入した侵入防止柵の更新や修繕は対象となりません。

Q6：既に資材を購入している場合は対象となるのか？

A6：対象外である。申請後に町が交付決定等の認定をしてから、事業着手が可能となるため、事前購入としないよう注意願います。

Q7：設置した電気柵・ワイヤーメッシュ柵は、何年間維持・管理しないといけないのか？

A7：補助事業で導入した侵入防止柵については、管理義務（電気柵 8 年・ワイヤーメッシュ柵 14 年）が生じますので、維持・管理を集落で協力して行う必要があります。この期間を経過しない限り、侵入防止柵の廃棄・更新（地元負担）ができません。

Q8：受益戸数 2 戸以上の考え方とは？

A8：農地の所有者か、耕作者を受益戸数として考えます。対象になるか等、詳しくは役場産業観光課農林振興係まで事前相談願います。

Q9：今回補助事業で導入した侵入防止柵について、管理義務後の更新・修繕は可能か？

A9：侵入防止柵の設置補助を受けられるのは、農地ごとに 1 度だけです。設置後の侵入防止柵の補修や補強、再設置は補助の対象となりません。

Q10：当該年度に、何回も申請が出来るのか？

A10：同一補助対象者に対して、同一年度内に 1 回のみ申請が可能です。